

理学療法指導者講習会規程

第1条 目的

この規程は、理学療法従事者に対し、統一した高度な知識と技術を習得させ、国民の保健・医療・福祉、並びに介護領域の向上発展に寄与することを目的とする。

第2条 開催方法

各地方会及び都道府県支部において、講習会の開催を希望する場合には、理指講様式1号（理学療法指導者講習会開催申込書）により本部の教育担当理事に申請し、理事会の承認を得る。

- 2 毎年1回、協会本部が開催する。開催日程は、秋季の土・日及び祝祭日を原則とし、土曜日は午後12時30分から始まり、日曜日は午後3時までに終了する。
- 3 受講した者は、年度内に当該地方会（支部）においての伝達講習を行い、すべての会員に伝達する義務を負う。
- 4 講習会費用は本部負担とする。
- 5 受講修了者には、協会長から修了証を交付する。

第3条 受講者

各地方会からの推薦により、本部学術局において決定する。

- 2 受講者数は、開催場所により開催費用が異なることから、前年12月の会員数を基準として各地方会の受講者数を決定する（1回の受講者数は40名以内）。
- 3 上記以外の正会員で受講を希望する場合は、受講者数の枠内で自費参加することができる。ただし修了証の発行は行わない。

第4条 講師

講師の選定は、講習テーマにふさわしい講師を担当地方会（支部）と教育担当理事で十分に検討し決定する。

- 2 講師料は、1時間あたり医師（大学教授等）2万円、それ以外は1万円を原則とし、講演補助者や講師が複数の場合も含め、総額30万円を上限とする。

第5条 担当地方会での実施細目

- 1 会場・宿泊・弁当・懇親会等の手配と支払い方法について本部と打ち合わせ。
- 2 講師が使用するOHP、パワーポイント等の機材、及び看板・会場内の案内板等の設置
- 3 当日の業務として、受講者名簿のチェック・名札や資料の配付・会場案内・講師への対応（本部も接待に参加する）等を行う。

第6条 本部での実施細目

- 1 受講者への通知

- 2 資料の作製（開催地と相談）
- 3 受講者名簿の作成
- 4 ネームプレートの作成
- 5 単位取得シールの作成
- 6 修了証の作成
- 7 講師謝礼及び交通宿泊費等の準備
- 8 ビデオ撮影（業者に委託）
- 9 受講者への交通費支給方法（事前に振込むか財務と検討）
- 10 司会・進行

附則

- 1 この規程は平成21年度第1回常任理事会、及び理事会の議を経て発効する。
- 2 この規程の改廃は理事会で行う。
- 3 平成26年度第2回理事会にて、運営費は全て本部負担と変更。
- 4 平成28年3月6日 組織再編に伴い大幅な見直しを実施